

公益財団法人新日本宗教団体連合会

平成24年度事業計画

I. 事業方針

新日本宗教団体連合会（新宗連）は、平成24年4月1日から公益財団法人に移行し、決意も新たに宗教協力活動を推進していく。

本年度、新宗連は、『定款』第3条（目的）の「この法人は、信教の自由の精神を高揚し、宗教団体の公益性を支援することにより、豊かな人間性の涵養とより良い社会の形成に寄与し、もって世界平和の実現に貢献する」をもとに事業を推進していく。また、『定款』第4条（事業）の「信教の自由の尊重及び擁護、宗教団体の宗教活動の推進、宗教団体相互の協力によるより良い社会形成の推進」を中心に各事業を実施していく。

平成23年10月17日に新宗連は結成60周年記念集会を開催したが、本年度は総支部・協議会において、「結成60周年記念集会」を開催し、公益財団法人の構成員としての意識を高めるとともに、より良い社会形成に向け、諸事業を推進していく。そして、本部及び総支部・協議会、新日本宗教青年会連盟、同和推進連絡協議会の活動をとおして、日本の宗教文化の発展、さらには世界平和の実現を目指して諸活動を推進していく。

新宗連は、60年に及ぶ諸活動をとおして、社会の幅広い分野に公益を生み出してきているが、今後さらにこれを深め、宗教協力活動を「公益活動＝不特定多数の利益に資する活動」として積極的に推進していく。

II. 事業計画

1. 講座事業

憲法が保障する「信教の自由」に関する諸問題について、常に不特定多数の人が正しい理解をしていくことを目的とし、公開講座を実施する。

(1) 「信教の自由問題 公開講座」を平成24年7月頃に実施する。

テーマ：「宗教活動の自由と信教の自由」(仮)

2. セミナー事業

宗教団体の指導者及び実務担当者等を対象とし、現代社会で宗教団体が直面する諸問題を把握し、問題解決への方途を探ることを目的とし、セミナー事業を実施する。

(1) 「教団人セミナー」を平成25年3月頃に実施する。

テーマ：「現代日本の宗教状況と教団人の働き」(仮)

- ・第一部 公開講演
- ・第二部 討議(教団役員、実務担当者)

3. インターネットによる情報提供事業

「信教の自由」と「政教分離」に関する諸問題、日本における宗教状況、宗教団体の非営利活動及び公益活動等を多くの人が正しく理解していくことを目的とし、ホームページにより、関連情報を一般に提供する。

(1) ホームページプロジェクトを中心に事業を推進する。

4. 機関紙の頒布事業

「信教の自由」と「政教分離問題」に関する諸問題、国内外の宗教状況、宗教団体の非営利活動や公益活動、また宗教団体が直面する社会的課題等についての情報を広く

一般に提供することを目的とし、毎月、機関紙「新宗教新聞」（無料）を発行し、頒布する。

(1) 「新宗教新聞」を年間12回発行する。

5. 普及啓発事業

より良い社会の形成に向け、地球環境保全運動、自殺防止活動などの普及啓発を目的とし、啓発活動を推進する。

(1) 地域において、より良い社会の形成に向け啓発活動を推進する。

6. 青年育成事業

青少年の健全育成への寄与を目的とし、新日本宗教青年会連盟をとおして、ユースフォーラム、「8.14 式典」を含む慰霊平和祈願式典、平和使節団の派遣等の事業を実施する。

7. 専門委員会事業

信教の自由、宗教法人の社会的役割等に関する情報収集と提言案作成を目的とし、専門委員会事業を実施する。

(1) 信教の自由委員会

①信教の自由と政教分離に関する調査研究

②公開講座の企画と実施

(2) 企画委員会

①宗教法人が直面する諸問題に関する調査研究

(3) 会計委員会

①公益法人及び宗教法人に係る会計のあり方に関する調査研究

8. 研究事業

宗教法人の適正な運営等に資する情報収集と研究を目的とし、宗教法人研究会（宗法研）をとおして研究事業を実施する。

(1) 「宗法研 公開講座」を10月頃実施する。

テーマ：「現代における宗教法人の運営と課題」（仮）

講師：宗法研幹事、外部専門家

(2) 宗教法人と公益性、宗教法人法改正等について調査研究する。

9. 相談事業

宗教に関する疑問、宗教をめぐるトラブルの解消を目的とし、宗教もしもし相談室をとおして、電話での相談を実施する。

(1) 相談員の資質向上のための事例研修会等の開催。

10. 人権啓発事業

不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とし、同和推進連絡協議会をとおして、同和問題、人権問題について啓発活動を実施する。

(1) 人権啓発基礎講座 公開講座の開催。

11. 宗教協力事業

宗教文化の発展とより良い社会の形成を目的とし、加盟団体間、及び神道・仏教・キリスト教・教派神道・新宗教団体等との相互理解を進め、戦争犠牲者の慰霊をはじめ「国際救援基金」による国内外の援助活動などの宗教協力事業を実施する。